



鳥取県公報

平成14年 5月14日(火)
第 7 3 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (296) (耕地課)	1
	保安林の指定の解除予定 (2件) (297・298) (森林保全課)	2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (299) (水産課)	2
	基本測量の実施 (2件) (300・301) (管理課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (302) (審査課)	4

告 示

鳥取県告示第296号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 山 本 倫 三 | 気高郡気高町大字山宮233 |
| " | 吉 田 廉 | 気高郡気高町大字富吉216 |
| " | 山 本 丈 夫 | 気高郡気高町大字飯里113 |
| " | 石 田 俞 | 気高郡気高町大字二本木91 |
| " | 山 根 正 雄 | 気高郡気高町大字上光526 |
| " | 田 中 末 雄 | 気高郡気高町大字八束水1244 |
| " | 池 原 篤 郎 | 気高郡気高町大字小別所295 |
| " | 田 中 寿 信 | 気高郡気高町大字日光645 |
| 監 事 | 山 中 誠 一 | 気高郡気高町大字下光元236 |
| " | 田 中 節 男 | 気高郡気高町大字八束水1210 - 1 |

平成14年 3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 山 根 正 雄 | 気高郡気高町大字上光526 |
| " | 竹 田 喬 | 気高郡気高町大字下石131 |
| " | 初 田 耕 一 | 気高郡気高町大字日光1005 |

”	渡 辺 令 二	気高郡気高町大字重高91
”	山 下 泰 之	気高郡気高町大字下坂本272
”	吉 田 廉	気高郡気高町大字富吉216
”	三 谷 正	気高郡気高町大字小別所220
”	三 沢 信 伸	気高郡気高町大字山宮272 - 3
”	森 定 雄	気高郡気高町大字逢坂184
”	田 中 末 雄	気高郡気高町大字八束水1244
監 事	平 尾 久	気高郡気高町大字山宮173
”	藤 本 武 夫	気高郡気高町大字下光元479 - 11

平成14年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第297号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字赤波字タイ田1813の2、1815の2、1816の2、1817の3、1818の3、字入道谷1828の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第298号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字名谷山1369の1・1369の6・1369の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1369の12、1369の16、1369の17、1369の18、1369の20、1369の22、字若杉1397の6・1397の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1397の32、1397の33
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第299号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年

法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北二丁目2 - 1 兜金 俊男 鳥取市賀露町北三丁目12 - 5 糀 紀男	鳥取中央加入区	鳥取中央漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取中央漁業協同組合	平成14年 5月14日 から同月28日まで
米子市大崎1707 - 2 武良 賢治 米子市夜見町1685 門脇 忠治	米子加入区	米子市漁業協同組合	米子市灘町一丁目無番地 米子市漁業協同組合	

鳥取県告示第300号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量 (電子基準点測量 (電子基準点現地技術調査及び設置作業))
- 2 作業期間 平成14年 5月7日から平成15年 3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、八頭郡佐治村、東伯郡羽合町及び西伯郡名和町

鳥取県告示第301号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量 (一等重力測量)
- 2 作業期間 平成14年 8月1日から平成15年 1月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第302号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成14年 5月 9日	630	鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1	財団法人鳥取県 産業振興機構	鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1